

日本政府に対し、セクハラや暴力防止のための
ILO 国際基準条約の批准を求める意見書（案）

6月3日の報道では、「国際労働機関（ILO）の委員会は2日、職場でのセクハラや暴力をなくすための国際基準の枠組みについて、拘束力を持つ条約を制定する方針を決め、社会規範の異なる各国の事情に合わせるため、勧告を作成し条約を補完する」と報じられた。

世界各地で被害者自らが性被害を告発する「#MeToo」（私も）運動が広がる中、セクハラを含めたハラスメント対策は初の国際基準制定へ一歩前進することになった。

条約では、職場でのあらゆる暴力やセクハラを含めたハラスメントの防止をめざし、詳細内容を示した勧告も作成するとのことである。

しかし、委員会の議論では、欧州連合（EU）各国や中国、中南米、アフリカ諸国などが条約制定に賛成を表明しているが、米国は勧告にとどめるべきだと反対、日本は「条約にすとしても多くの国が批准できるよう柔軟な内容とすべきだ」と態度を保留したと伝えられている。

我が国では先ごろ、財務省の次官によるセクハラ問題が明らかになり、本件に対する政府の対応の不十分さに対して多くの批判が集まる中、国内の各地からセクハラパワハラの被害者が声をあげ始めた。

よって、政府においては、今回の国際基準の枠組みを求める条約を率先して批准し、国際社会の一員として、セクハラ等のない社会構築に向けて努力することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月 日

千葉県議会議長

内閣総理大臣
衆議院議長
参議院議長
外務大臣
総務大臣
女性活躍担当大臣
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）
労働厚生大臣 　あて